

八千代町木造住宅耐震改修費補助金交付事務手続の流れ

が申請者の手続になります。

- 1 申請** ← ● 随時受付
← 2月末日までに完了できない場合には、次年度の申請になります。
<提出書類> 補助金交付申請書(様式第1号)
 耐震診断の結果を確認することができる書類
 見積書その他耐震改修設計又は耐震改修工事に必要な費用を確認することができる書類
 その他町長が必要と認める書類
- 2 審査** ● 書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。
- 3 交付決定** ⇒ 適当 ● 補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知します。
⇒ 不適当 ● 補助金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知します。
- 4 内容変更又は中止** ← ● 事業の内容変更又は中止の場合とき
<提出書類> 事業変更・中止承認申請書(様式第4号)を提出
- 5 審査** ● 書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。
⇒ 適当 ● 事業変更・中止承認通知書(様式第5号)を申請者に通知します。
⇒ 不適当 ● 事業変更・中止不承認通知書(様式第6号)を申請者に通知します。
- 6 実績報告** ← ● 工事が完了したら、速やかに提出してください。← 2月末日までに完了なので、終わらない見込みの場合はご相談ください。
<提出書類> 補助金実績報告書(完了届)(様式第7号)
 精密診断の診断表の写し
 耐震改修設計書の写し
 工事写真(事業の区分が耐震改修設計のみの場合は必要ありません。)
 契約書又は領収書の写し
 その他町長が必要と認める書類
- 7 審査** ● 書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。
- 8 額の確定** ⇒ 適合 ● 補助金交付額確定通知書(様式第8号)を申請者に通知します。
- 9 請求** ← ● 交付確定通知書送付時に請求書を同封します。
<提出書類> 補助金交付請求書(様式第9号)
● 請求書を受付後、口座振込みにより補助金を交付します。
- 交付決定の取消し ⇒ 違反 ● 補助金交付決定取消通知書(様式第10号)を申請者に通知します。
- 補助金の返還 ⇒ 違反 ● 補助金返還通知書(様式第11号)を申請者に通知します。
★ 速やかに返金してください。